令和７年度綾瀬市二次救急医療機関誘致等地域医療総合調査業務委託プロポーザル実施要領

１　趣旨

この要領は、二次救急医療機関誘致等地域医療総合調査業務委託のプロポーザル方式による委託先の選考等に関し、必要な事項を定めるものとする。

２　業務の概要

(1) 業務名　　令和７年度綾瀬市二次救急医療機関誘致等地域医療総合調査業務委託

(2) 業務内容　別紙「令和７年度綾瀬市二次救急医療機関誘致等地域医療総合調査業務委託仕様書」のとおり

(3) 契約者　　綾瀬市

(4) 契約期間　契約締結日の翌日から令和８年２月２７日（金）まで

(5) 上限額　　７，８９８，０００円（消費税及び地方消費税を含む。）

３　参加資格

本プロポーザルに参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

(1) 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しないこと。

(2) 綾瀬市入札参加資格停止要綱（平成１７年４月制定）に基づく、指名停止期間中の者でないこと。

(3) 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）等に基づく法的手続きを行っていないこと。

(4) 公告日において納期限が到来している国税及び地方税等を参加申請書等の受付終了日の前日までに完納していること。

(5) 綾瀬市暴力団排除条例第２条に掲げる暴力団及び暴力団経営支配法人等に該当しないこと。

(6) 綾瀬市長が、応募者が(5)に該当するか否かについて、神奈川県警本部長に調査を依頼することに承認する旨の書面の提出ができること。

(7) 優先交渉権者の選考手続きにおいて、その公正な手続きを妨げないこと。

(8) 申請書類の内容に虚偽の記載がないこと。

(9) 国、地方公共団体又はそれに準じる機関等が実施する医療需要の分析・将来推計及び市民に対する意向調査にかかる業務委託を元請として完了した業務実績を有すること。

4　実施スケジュール

公募から事業者選定までのスケジュール（概要）は次のとおりです。

内容	期間等
実施要領等の公表 （市ホームページに掲載）	令和７年５月２２日（木）
質問の受付（電子メール）	令和７年６月　９日（月）午後５時まで
質問への回答 （ホームページ上で随時公開）	令和７年６月１１日（水）午後５時まで
参加申込書の提出 （持参または郵送）	令和７年６月１２日（木）から ６月２５日（水）午後５時まで
提案書等の提出 （持参または郵送）	令和７年６月２６日（木）から ７月１０日（木）午後５時まで
一次審査	令和７年７月１６日（水）
一次審査結果の通知	令和７年７月１７日（木）午後５時まで
二次審査	令和７年７月２５日（金）
選定結果の通知・公表	令和７年７月下旬（予定）
契約締結	令和７年８月１日（金）以降

5　実施要領等の公表

(1) 方法：綾瀬市ホームページに掲載。申込必要書類についてはダウンロードすること。

(2) 掲載期間：令和７年５月２２日（木）から令和７年６月１１日（水）まで

6　質疑・回答

(1) 受付期間：公募開始日から令和７年６月９日（月）午後５時まで必着

(2) 質疑方法：質問票を電子メールに添付し、事務局（綾瀬市健康こども部医療健康課）まで提出

(3) 質疑様式等：様式は指定（様式１）とする。次の点に留意して記載すること。

① 件名は「令和７年度綾瀬市二次救急医療機関誘致等地域医療総合調査業務委託に関する質問」とすること。

② 質問内容を端的に表す表題を本文に記載すること。

(4) 回答日時：令和７年６月１１日（水）午後５時まで

(5) 回答方法：質問への回答は綾瀬市ホームページに掲示し、個別には回答しない。

7 参加申し込み

参加を希望する者は、次に掲げる方法にて書類を提出すること。

(1) 受付期間 令和７年６月１２日（木）から令和７年６月２５日（水）午後５時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前９時から午後５時まで）

※ 提出期間後に到着した応募書類は無効とする。

(2) 提出方法

(3) に掲げる提出書類を、事務局宛てに持参又は郵送（書留郵便に限る。）で提出

(3) 提出書類

① 参加申込書（様式２）

② 暴力団又は暴力団員等と関係していない旨の誓約及び情報照会に関する同意書（様式３）

③ 納税証明書（直近の事業年度分）

ア 法人税、消費税及び地方消費税について未納の税額がないことの証明書（国税通則法施行規則別紙９号書式その３の３）

イ 神奈川県の県税に係る納税証明書（神奈川県からの課税がある場合のみ）

ウ 綾瀬市の市税に係る納税証明書（綾瀬市からの課税がある場合のみ）

④ 履歴事項全部証明書（登記簿謄本）（３ヵ月以内に発行されたもの）

8 企画提案書の作成及び提出

(1) 受付期間 令和７年６月２６日（木）から令和７年７月１０日（木）午後５時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前９時から午後５時まで）

(2) 提出方法 提案書等に必要事項を記入し、事務局宛に持参もしくは郵送により提出

(3) 提出書類

① プロポーザル届出書（様式４）

② 企画提案書

③ 業務経歴書（様式５）で記入した内容が確認できる書類。②の提案書にとじれない場合のみ、別途提出する。

④ 参考見積書及び内訳書（任意様式）

※ 業務内容について、内訳が分かるように見積もること。

※ 原本１部のみを自社の封筒に入れ、業務名を記入した後、密封の上、提出すること。

(4) 提出部数等

・ 原本１部

・ 副本９部

・ 企画提案書のＰＤＦデータ

※ 参加申込書を提出した場合であっても、提案書等を提出しない限り、プロポーザルへの参加は不可とする。

※ 副本は、社名、住所、ロゴマーク等、提案者が特定できる全ての部分を塗りつぶしてください。

(5) 提案書等の作成（様式７－１）

提案書の様式、記載事項などについては、二次救急医療機関誘致等地域医療総合調査業務委託提案書作成要領（様式７－ ２）に従い作成すること。

(6) 参加を辞退する場合

参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、提案辞退書（様式８）を事務局に提出すること。

(7) 提出された応募書類の取扱い

① 提出された企画提案書は、本プロポーザルにおける契約の相手方の候補者の選定以外の目的では使用しない。ただし、公文書公開請求があった場合は、綾瀬市情報公開条例に基づき取り扱うこととする。

② 提出のあった企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがある。

③ 提出された応募書類は返却しない。

④ 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。

⑤　企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

9　受託候補者の選定手順について

綾瀬市職員で構成する「二次救急医療機関誘致等地域医療総合調査業務委託事業者選定委員会」（以下、「委員会 」という。）で、参加事業者からの提案内容等を審査し、受託候補者を選定する。

(1) 一次審査

①　参加事業者から提出された提案書等に対し、評価基準に基づき、委員会で一次審査を実施する。

②　参加事業者が３者以上の場合は、一次審査結果の上位３者を二次審査の対象とする。また、参加事業者が２者以下の場合は、一次審査は実施しない。

③　一次審査結果は、令和７年７月１７日（木）午後５時までにすべての参加事業者に電子メールで通知する。（ホームページ上での公開はしない。）

④　一次審査通過事業者に対し、プレゼンテーション方式による二次審査を実施する。

(2) 二次審査

一次審査を通過した参加者に対して、次のとおり二次審査を実施する。

①　開催日

令和７年７月２５日（金）

②　会場・時間

令和７年７月１７日（木）午後５時までに、一次審査の結果とともに電子メールで通知する。

③　出席者

４名以内

④　実施方法等

提案書に基づくプレゼンテーション。なお、プレゼンテーションは、本業務の管理責任者及び担当者となる者が必ず出席すること。

ア　２０分以内のプレゼンテーションの後、質疑応答を１５分程度行う。

イ　パソコンを使用する場合は、各事業者で用意すること。プロジェクター及

びスクリーンについては、事務局において用意する。

(3) 受託候補者の選定方法

① 失格者を除いた者の内、９(1)(2)の総合点が最も高い者を、契約の相手方の候補者として選定する。

② 最高点を獲得した事業者を受託候補者として選定する。審査の結果、点数が同点であった場合は、委員会の委員長が決定する。

(4) 参加者が一提案者のみの場合

審査において、委員会がプロポーザル実施要領、仕様書等を満たすと判断した場合は、その一提案者を受託候補者として決定する。

(5) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

① 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

② 本募集要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

③ 価格提案書の金額が２(5)の上限額を超える場合

④ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

⑤ 評価に係る委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

⑥ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合や提出期限を過ぎて提案書類が提出された場合

⑦ 会社更生法等の適用の申請など、契約の履行が困難と認められるに至った場合

⑧ 前各号に定めるもののほか、提案に当たり著しく信義に反する行為等、委員会が失格であると認めた場合

１０　審査基準及び配点

審査基準及び配点は以下のとおりとする。

(1) 審査基準

審査基準	審査内容	配点	
		1 次審査	2 次審査
業 務 内 容	・仕様書の中で定めた業務内容を満たしているか。 ・業務スケジュールや実施方法等は妥当な提案であるか。	20	0
業 務 実 績	・地方自治体等からの委託事務等で、同種・同類の業務を遂行した実績があるか。 ・業務実績の内容と成果は充実しているか。	20	0
実 施 体 制	・配置予定の管理責任者、担当者に上記業務実績又は類似の業務について経験があるか。	10	0
事業者候補者との協議・調整支援の提案	・事業者候補者との協議・調整の支援について、積極的かつ効果的にアプローチする手法を提案しているか。 ・基本協定の締結等の今後必要となる項目に沿った事業展開が示されているか。	0	20
社会経済情勢の変化や医療政策等の知識	・社会経済情勢の変化、地域医療構想や神奈川県保健医療計画、診療報酬改定及び医師の働き方改革等の医療政策の動向に対する知識を有し、本市を取り巻く二次医療圏の現状分析を行っているか。	0	20
手法やアプローチ方法の提案	・市民等の共感を高めるための手法の検討やアプローチ方法の提案がなされているか。 ・一次医療を含めた本市の医療体制の在り方や充実を図るための検討に向けたアプローチ方法の提案がなされているか。	0	30
独自性	・仕様書に示された事項以外に、独自の視点や専門的な知見から本市にとって有益な提案がなされているか。	0	10
見　積	・業務内容に見合った適正な見積となっているか。	0	10
その他	・読む者にとって分かりやすい企画書となっているか。 ・質疑に対する補足説明が明確で、専門性の高い、論理的な説明ができているか。	0	10
合　　計		50	100

１１　選定結果の通知・公表

候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知するほか、本市ホームページにおいて公表する。なお、審査内容については、いかなる問い合わせにも応じない。

１２　契約手続

(1) 契約交渉の相手方に選定された者と綾瀬市との間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で協議が調った場合、委託契約を締結する。

(2) 契約代金の支払いについては、成果物納品後、３０日以内一括払とする。

(3) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合は、次順位者を候補者とする。

１３　その他

(1) 本業務について、充分な業務遂行能力を有し、適正な執行体制を有すること及び本市の指示に柔軟に対応できること。

(2) 本件に参加する費用等は、全て参加者の負担とする。

(3) 書類提出後の追加、修正および変更は認めない。ただし、市から指示があった場合を除く。

(4) 提出書類の著作権は参加者に帰属する。ただし、本市が本件の報告、公表等のために必要となる場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。

(5) 提出された書類は返却しない。

(6) 本件に係る情報公開請求があった場合は、綾瀬市情報公開条例に基づき、提出書類を公開する場合がある。

(7) プロポーザルは、提案の選定を目的に実施するものであり、契約する業務においては必ずしも提案内容に沿って実施するものではない。（綾瀬市の指示のもと変更又は修正を加える場合がある）

(8) 提案書の記述に、特許権など法律に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任については、参加者が負うものとする。

(9) この要領に定めるもののほか、必要な事項については委員会が定める。

１４　事務局（問い合わせ先）

綾瀬市健康こども部医療健康課

所 在 地：〒252-1107　綾瀬市深谷中４丁目７番１０号

（綾瀬市保健福祉プラザ内）

電　　話：０４６７－５５－８１６１

ＦＡＸ：０４６７－７７－１１３４

Ｅメール：wm.558161@city.ayase.kanagawa.jp

ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ：https://www.city.ayase.kanagawa.jp/